

令和3年度「業務改善助成金」のご案内(東京版)

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を20円以上引き上げ、機械設備導入などの取組を行った場合に、その設備投資費用の一部を助成します。

○お問い合わせ・申請先、留意点は裏面をご覧ください！

※申請期限：令和4年1月31日（郵送の場合は必着）

助成金の概要

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす中小企業の事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 （事業場内最低賃金が時間額1071円（1041+30円）を超えている場合は申請できません） ・事業場規模（労働者数）100人以下 ★引き上げる労働者数「10人以上」の対象となるのは、コロナ禍の影響で売上等の直近3ヶ月間の月平均値が、前年または前々年同期と比べて、30%以上減少している事業場に限りです	3/4
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7～9人	70万円		
		10人以上★	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7～9人	100万円		
		10人以上★	120万円		
45円コース (8月新設)	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7～9人	150万円		
		10人以上★	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7～9人	230万円		
		10人以上★	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7～9人	450万円		
		10人以上★	600万円		

(※1)

「事業場内最低賃金」とは、雇入れ後3か月を経過した労働者のうちで最も賃金が低い労働者の賃金（時間額）です。

「引き上げる労働者数」とは、事業場内最低賃金の底上げにともない賃金引き上げが必要な労働者のうち、コース区分の各コース額以上引き上げる労働者の人数で、雇入れ3か月未満の労働者も含まれます。

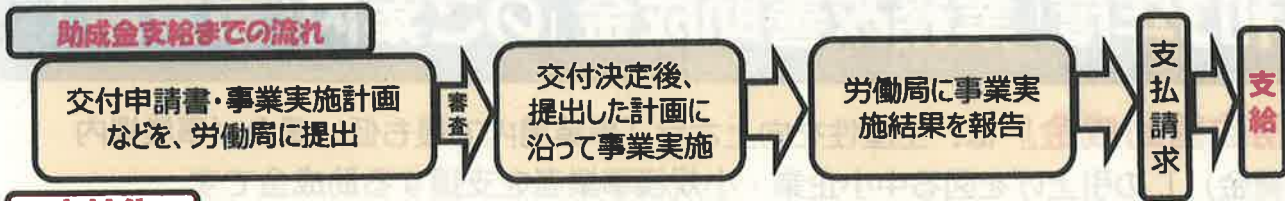
(※2)

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、

伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成金支給までの流れ



申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は事業場の所在地を管轄する都道府県労働局です。
都内の事業場の申請窓口は、〒102-8305 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
東京労働局 雇用環境・均等部企画課助成金係 03-6893-1100(平日9:00-17:00) です。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 申請は企業単位ではなく、事業場（店舗・営業所等）単位です。
- ◆ 過去に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。同一年度内に2回まで申請可能です。
- ◆ パソコン、特殊用途自動車以外の自動車、汎用事務機器購入費、セキュリティ対策費等の**通常の事業活動に伴う経費は助成対象外**です。
- ◇ コロナ禍の影響で売上等が30%以上減少した事業場で、30円コース以上なら、パソコン（新規購入に限る）、11人乗以上の乗用車、貨物車も、生産性向上の効果が認められる場合は対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 申請書のダウンロードと記載例は厚労省HP、申請の流れと提出書類等の詳細は東京労働局HPをご覧ください。

～・業務改善助成金の活用事例～

製造業	卸売・小売業	宿泊・飲食業	生活関連サービス・娯楽業	医療・福祉

～・申請マニュアルなど～・～・説明動画(YOUTUBE)～

申請マニュアル	申請書記入例	申請Q&A	概要編	手続き編

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」 03-6388-6155 (平日8:30-17:15)
または
- ◆ 「東京働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
フリーダイヤル 0120-232-865 (平日9:00-17:00 千代田区神田富士山町25サックス神田ビル2F)

